

令和3年度

学校園の管理運営
に関する指針

枚方市教育委員会

目次

○はじめに	1
○教育大綱	3
○枚方市教育振興基本計画(抜粋)	5
○5つの重点的に進める取組	7
○具体事項	
基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実	
1. 学校園運営体制について	8
2. 学習指導について	11
3. 進路指導について	19
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
4. 道徳教育について	22
5. 人権教育について	24
6. 健康教育について	29
7. 特別活動・その他の教育活動について	35
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上	
8. 教職員の服務について	37
9. 学校の業務改善について	40
10. 教職員研修について	42
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	
11. 支援教育について	46
基本方策5 幼児教育の充実	
12. 幼稚園教育について	50
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進	
13. 学校園・家庭・地域の連携について	52
基本方策7 学びのセーフティネットの構築	
14. 安全について	54
15. 生徒指導について	58
基本方策8 学びを支える教育環境の充実	
16. 教育環境の活用について	65
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
17. 学校図書館機能の充実について	67
基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実	
18. 社会教育と学校教育の連携について	69
19. 児童の放課後対策について	70
参考資料	
・キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力	
・キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力	
・Hirakata 授業スタンダード<教員用>	
・Hirakata 授業スタンダード<児童・生徒用>	

はじめに

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業から始まった令和2年度は、感染症対策を行いながら、主体的に学習に取り組むとともに、他者と協働して学びを深めていく、学校行事を含めた学校教育ならではの学びの大切さを、改めて問われた年であった。

社会の在り方が大きく変わっていくであろう今、我が国の学校教育は、一人一人の幼児や児童生徒が、自分のよさや可能性を認め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう資質・能力を育成することが求められている。

令和3年度からは平成29年に告示された学習指導要領が全面実施となる。学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。そのために、「コミュニティ・スクール」による取組の充実を図り、より一層「地域とともにある学校づくり」を推進する。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、ICT機器を最大限活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させていく必要がある。幼稚園においては、幼稚園教育要領を踏まえ、遊びを通しての総合的、一体的な指導で育み、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求められている。

大阪府においては、大阪府教育振興基本計画に基づき、「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」を基本的な目標に掲げ、幼児・児童・生徒が自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、行動する態度や自立して力強く生きる態度を育めるよう、「後期事業計画」に基づいて様々な取組を進めている。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、令和2年9月に計画見直しが行われた「枚方市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組を進めている。本指針では、国、府の教育理念や方針及び「第5次枚方市総合計画」「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくために、基本的な方向性や取組の重点について

て定める。その上で、学校園では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学びをとめない教育活動により、子どもたちの未来の可能性を最大限に伸ばす取組を推進する。

令和3年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上に向けたICTの活用」や「3歳児保育を含む幼児教育の充実」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実を図り、教職員の指導力を向上することで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、組織的、計画的に進めていく。

また、すべての幼児・児童・生徒にとって、学校園が安心して過ごせる居場所となるよう、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した学校運営を継続しながら、保育・授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進すると同時に、一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、新型コロナウイルス感染症に係る影響など、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要である。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期解決に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめのない環境づくりに努める。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教育方針

<重点方針1 確かな学力の育成>

1-1 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

1-2 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 いじめ、不登校の解決>

2-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

2-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

<重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり>

3-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

3-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

3-3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組みます。

<重点方針4 生涯学習との連携>

4-1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

4-2 社会との関わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

4-3 生涯学習の推進

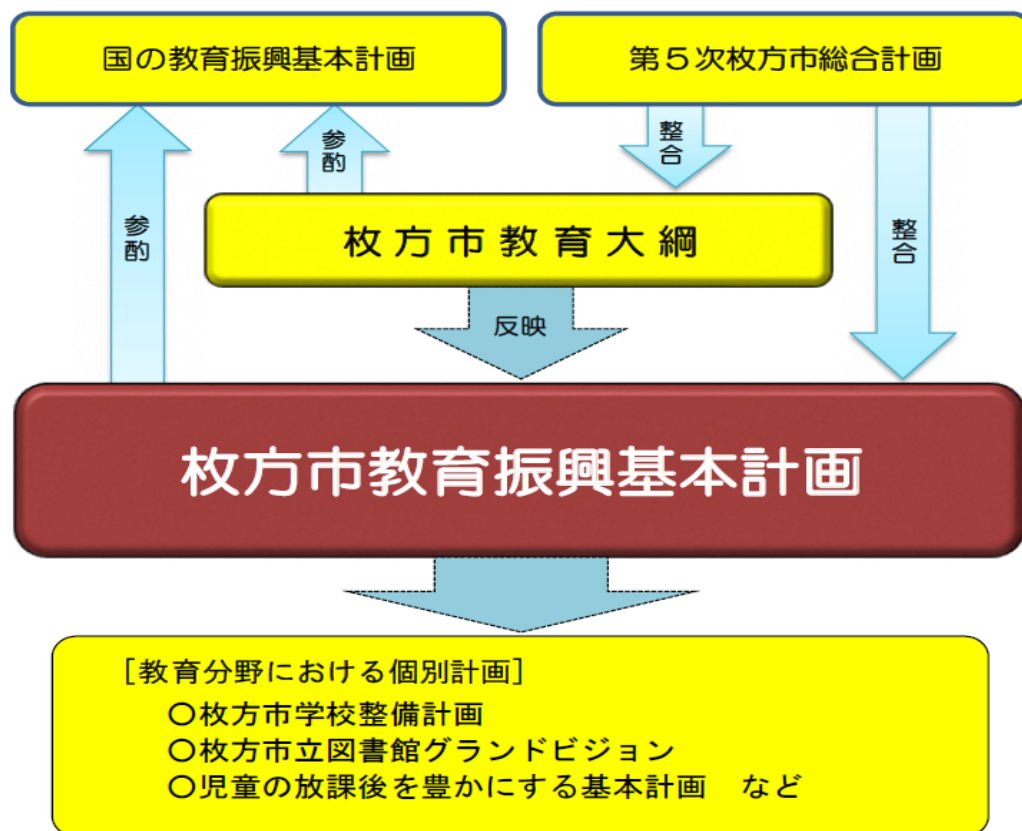
学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進し、学びの習慣を育てていくため、生涯学習と学校教育との連携を強化します。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間に計画期間とします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年9月計画見直し

3. 教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

教育目標



学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

5つの重点的に進める取組

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応—安全安心な学習保障—

- ・学校の臨時休業にも対応できるよう、オンライン授業の実施などICTを活用した学習保障
- ・感染症への対応として必要な学校への消耗品等の配備や消毒作業などの安全対策の実施
- ・手洗い、マスク着用など子どもたちが自分や周囲の人を守るための安全教育の実施

(2) タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と学力の育成

- ・新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業の展開
- ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用
- ・教員のICTの活用力及び指導力の向上

(3) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化

- ・いじめの防止、早期解決に向けたSSWや新たなスクールロイヤー等の専門家の活用
- ・不登校の児童生徒に対する登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢を含めた支援、ICT等を活用した学習活動など個に応じた取組の推進
- ・障害のある児童生徒や配慮を要する児童生徒に対するタブレット端末などの効果的な活用による支援
- ・一人ひとりの学力の進度に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用による個別最適化された学びの実現
- ・不登校や児童虐待、子どもの貧困等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた未然防止や早期対応の強化

(4) 学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営

- ・学校の組織としてのあり方や業務の改善を進めることで、各学校園において特色ある運営を展開する学校園ガバナンスの確立
- ・様々な教育課題や緊急的な事案に対し、教育委員会と学校が一体となって、迅速かつ適切に対応できる仕組みの構築
- ・地域住民や保護者の協力によるコミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現
- ・ミルメールの改善、双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者との連絡体制の充実

(5) 未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり

- ・市立図書館における電子媒体を活用した非接触型サービスの提供に向けた検討や学校図書館への支援の強化
- ・学校教育と生涯学習との連携による社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実
- ・児童の総合的な放課後対策による「時間」「空間」「仲間」の3間の提供及び留守家庭児童会室の土曜開室や三季休業期のみ利用受付の検討

具体事項

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

<基本的な方向性>

学校園においては、それぞれの教育の目的・目標に即して各学校園の基本的な教育方針を明確に定め、その具現化を図る。

そのためには、校園長自らが法令等に則り、教育者としての識見に基づき、リーダーシップを発揮して教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。その際、教職員一人一人の学校園経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすことができるよう、機能的な組織体制となるように、学校運営体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 校園長・教頭は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図ること。
- 教職員が児童・生徒と向き合う時間をより確保する観点から、学校事務の共同実施及び校務の精査や校務支援システムの活用による教職員の事務負担軽減等の取組を推進するなど、機能的で調和の取れた学校運営に努めること。
- 小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*等の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけること。

*幼保こ小…幼：幼稚園、保：保育所(園)、こ：認定こども園、小：小学校

<取組事項>

学校園運営組織の確立

- (1) 園長は主任教諭を、校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任を効果的に機能させるとともに、人材育成を図ること。また、企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。
- (2) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意欲・資質能力の向上と学校園の活性化を図ること。
- (4) 学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めること。

- (5) 小学校においては、校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりに努めること。
- (6) 学校運営体制の構築や管理職の資質向上に向け、必要な支援を行うことを目的とした学校支援ディレクターの効果的な活用を図ること。
- (7) 学校が家庭、地域と連携しながら適切な教育課程を編成し、創意工夫をすることで、特色ある学校運営を展開する学校園ガバナンスの確立に努めること。

学校評価

- (8) 学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては、学校運営協議会から提言や評価を受けること。
- (9) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営を推進すること。

校種間連携の推進

- (10) 幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう努めること。

小中一貫教育

- (11) 校区の現状や課題に応じながら、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。
- (12) きめ細かな指導の充実と小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。

情報管理

- (13) 情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立すること。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼稚園における学校評価ガイドライン」	平成 23 年 11 月文部科学省
「学校評価ガイドライン」(平成 28 年改訂)	平成 28 年 3 月文部科学省
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成 31 年 3 月文部科学省

「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の
長期休業期間における学校の業務の適正化等につ
いて」

令和元年6月文部科学省

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

2. 学習指導について

<基本的な方向性>

学習指導は、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化し、予測困難な時代を迎える中において、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成をめざして行う。そのため、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続等を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図る。

学習指導要領では、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏ることなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要視され、特に、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら学習の充実を図ることとされている。その上で学校全体として、教科等横断的な視点での教育内容等の組立、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが重要である。その際、研究指定校の研究・実践及びその成果を積極的に取り入れ、自校の授業改善に活かす。

また、超スマート社会（Society5.0）に対応するため、国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進することで、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。

<最重要課題>

- 学力向上委員会や小学校の学年会、中学校の教科会を校内組織体制に位置づけ、各校の年間指導計画に則った学習の進捗状況の管理、「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を、1人1台タブレット端末等の機器を効果的に活用しながら、学力向上推進担当者及び情報教育推進ワーキングチームメンバー、教科代表・学年主任を中心として組織的に推進すること。
- 小・中学校ともに全面実施となった学習指導要領に則り、児童・生徒の資質・能力の育成を教科等横断的な視点で行うことができるよう、カリキュラム・マネジメントを確立し、教育活動の質の向上を推進すること。また、全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加するとともに校内研修や授業研究を充実させ、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議を実施すること。

- 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合うなどの言語活動を行うなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分に理解し、実施すること。
- 情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力であることから、その育成に当たっては、「枚方版ICT教育モデル」を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、1人1台のタブレット端末等のICTを計画的に活用すること。

<取組事項>

教育課程

- (1) 学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成すること。その際、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。
- (2) 編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導すること。
- (3) 教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保すること。その際、児童・生徒や各学校の実態に基づき、行事の精選等を行うなど、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うこと。ただし、指導内容の確実な定着を図る必要がある場合には、標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮すること。

校内研究・研究指定校の取組

- (4) 校内研究において、外部の有識者を活用し、授業力向上、授業改善を図ること。また、「Hirakata授業スタンダード」(第2ステージ)に基づいた授業改善及び家庭学習の定着に向けた研究指定校の公開授業・研究協議会に積極的に参加し、その取組の成果を各学校において取り入れること。

授業づくり

- (5) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、つけたい力を明確にした授業を行うため、単元計画の作成等を行いながら授業づくりを図ること。
- (6) 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成のため、「Hirakata授業スタンダード」(第2ステージ)を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校で研究・実践すること。
- (7) 「全国学力・学習状況調査」について、全教員で問題分析、自校採点を行い、児童・生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと。
- (8) 「チャレンジテスト」「大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)」等の結果から、学校ごとの児童・生徒の学力や学習状況等を把握・分析し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、その改善を図ること。

- (9) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めること。また、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行うこと。
- (10) 言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成にあたっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。その際、府教育委員会が提供している学習教材（ことばのちから等）も積極的に活用すること。
- (11) 児童・生徒がSDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や本市の社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に問題発見・解決能力を育成すること。
- (12) 指導による成果と課題や課題解決のための各学校の取組について、保護者等に積極的に公表するよう努めること。また、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業の評価・検証を行うこと。
- (13) 授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行うこと。

学習評価

- (14) 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、多面的・多角的な評価の適切な実施を図ること。
- (15) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげること。
- (16) 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。
- (17) 小学校において、学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学期末テスト等を実施すること。また、これらのテスト結果を中学校における学習指導等にも積極的に活用すること。
- (18) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。
- (19) 通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにする。その際、保護者の理解を得るよう努めること。

学習規律

- (20) 各学校・各中学校区の実情を踏まえ、「枚方スタンダード」の徹底及び掲示物や机、棚等の整理整頓といった学習環境の充実に努め、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立す

ること。

自学自習力の育成

- (21) 家庭学習の定着に向け、「家庭学習のてびき」の作成・実践、「自主学習ノートのすすめ」を活用した自主学習ノートの取組の充実等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組を推進すること。
- (22) 学習コンテンツを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、1日の学びの連続性に重きを置いた取組を進めること。また、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、「力だめしプリント」「単元確認プリント」「学習指導ツール」等の有効活用を図ること。

情報活用能力の育成

- (23) 国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」等、ICT環境が教育現場に不可欠になることを強く意識し、全ての教員が端末等を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努めること。その際、「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20steps」や「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブHI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」の効果的な活用を進めること。
- (24) 目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解するとともに自らの情報活用について振り返りながら理解を深める授業を展開すること。
- (25) プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進に努めること。
- (26) 学習指導要領や「小学校プログラミング教育の手引き(第三版)」、「中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング教育実践事例集」、「枚方版ICT教育モデル」等に基づき、発達段階に応じながら、体験を通じた「プログラミング的思考」を育むことや、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育むよう指導すること。
- (27) 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の利用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の情報モラルの育成に努めること。
- (28) 各校において、情報教育推進ワーキングチームメンバーを選出し、メンバーを含めた推進チーム等を設置することで、ICT機器活用に向けた組織体制を構築し、教科会や学年会、学力向上委員会とも連携させながら、校内における組織的な情報教育の推進・普及に努めること。

外国語(英語)教育

- (29) 学級担任が主体的に実施する授業や、学級担任とJTE(日本人英語教育指導助手)の効果的なチーム・ティーチングによる実践、英語専科教員による授業をすすめること。小学校中学年では、外国語(英語)の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語(英語)で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語(英語)で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。また、適切な評価を実施すること。
- (30) NET(外国人英語教育指導助手)については、中学校英語科教員とのチーム・ティーチングによる授業を適正に実施するとともに、中学校における授業外での活用や、中学校区の小学校における外国語(英語)教育での活用回数を増やすなど、積極的に活用すること。小学校に配置するNETについては、学級担任等とのチーム・ティーチングによる実践をすすめること。
- (31) 中学校の英語教育については、授業は英語で行うことを基本とするとともに、授業中の生徒の言語活動の時間を確保し、充実させること。また、各学校が作成した「CAN-DOリスト」を生徒に示した上で活用し、4技能(5領域)をバランスよく指導するとともに、評価の充実を図ること。中学校第2学年において外部検定試験を実施し、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、結果を分析して課題を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと。
- (32) 小学校から中学校への円滑な接続に留意するよう指導するとともに、関西外国語大学と連携した留学生等との交流、府・地区主催の暗唱大会等への参加、市内高等学校との連携に努めること。

教科・領域等の指導

- (33) 総合的な学習の時間については、探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう横断的・総合的な学習を行うこと。また、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開すること。その際には、1人1台のタブレット端末を活用するなど情報活用能力も育成し、目標を達成する手段とすること。
- (34) 我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図ること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を活用して理解を深めさせること。また、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けること。

- (35) 諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うこと。
- (36) 政治的教養を育む教育については、公職選挙法等の一部改正に伴い、政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう市の実施する出前授業等も活用しながら指導すること。
- (37) 中学校の社会においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が、多面的・多角的な考察、公正な判断、適切な表現等ができるよう指導するなど、研究と修養に努めること。
- (38) 小学校の体育及び中学校の保健体育については、児童・生徒の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体で創意工夫を凝らした体力づくりに取り組むこと。また、小学校の水泳指導においては、児童の個々の目標の達成に向けた水泳指導の充実に努めること。
- (39) 「武道」の指導に当たっては、施設・用具等の点検や生徒の技能の段階に応じた指導等、安全面に十分配慮すること。

スタートカリキュラム

- (40) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育をつなぐため、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。

国旗・国歌

- (41) 小学校の音楽科においては、国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導すること。また、小・中学校の社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導すること。

環境教育

- (42) 環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図ること。

安全・保健指導

- (43) 実験・実習や実技指導などにおいて生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教職員との共有を図りながら、児童・生徒の安全確保及び安全管理に十分に配慮すること。
- (44) 体育活動においては、活動内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保するとともに、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。また、幼児・児童・生

徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること、及び競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意すること。

(45) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特に、ゴールやテント等については、確実に固定するように指導すること。

(46) 運動会において組み立て体操を実施する場合は、「組み立て体操における事故防止ガイドライン」に基づき、意義やねらいを明確にして全教職員で共通理解を図るとともに、幼児・児童の実態や習熟状況により確実に安全な状態で実施できないと判断した場合には実施を中止することも含め、幼児・児童の安全確保や計画的な指導に努めること。

指導方法の工夫改善

(47) 小学校においては、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導や第5・第6学年において、順次、拡充が求められている専科指導をはじめ、交換授業や合同授業等といった学級担任制の弾力化について実施及び成果等の検証に努めること。なお、成果等の検証にあたっては、学力の定着状況を把握するテストや児童アンケート・学校教育自己診断の質問紙調査等を活用すること。

(48) 「指導方法の工夫改善定数」については、事業の趣旨を十分踏まえて配置、活用の上、児童・生徒の学習達成度を把握するため、中・長期的な見通しを持ちながら、短期的に数値で検証できるものを指標として設定することで、定期的な効果検証に努め、その結果を活かした指導方法の工夫改善を図ること。

(49) 外国から編入した幼児・児童・生徒については、それぞれの状況に配慮し、個に応じた指導を進めるとともに、学校生活に十分適応できる体制を整えること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校改善のためのガイドライン」	平成 20 年2月大阪府教育委員会
「保護者・地域とともにくむ大阪の子どもたちの学力 Part1～3」	平成 20 年 12 月大阪府教育委員会
「大阪の授業 STANDARD」	平成 24 年5月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成 25 年3月大阪府教育センター
「理科授業づくり」	平成 25 年5月大阪府教育センター
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「民主主義など社会のしくみについての教育」	平成 27 年7月大阪府教育委員会
「力だめしプリント」	平成 22 年～29 年大阪府教育委員会
「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」	平成 29 年7月文部科学省

「学校園における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成29年9月20日枚方市教育委員会
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成29年11月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「国語の授業づくりハンドブック」	平成29年11月大阪府教育センター
「小学校理科ハンドブック」	平成29年大阪府教育センター
「We Can!」「Let's Try!」	平成30年2月文部科学省
「英語によるコミュニケーション能力の土台となる力を育む」	平成30年2月大阪府教育庁
「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」	平成30年3月大阪府幼児教育センター
「ことばのちから」	平成30年6月大阪府教育庁
「ことばのちから活用事例」	平成30年9月大阪府教育庁
「新学習指導要領のポイント」	平成31年2月大阪府教育庁
「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成31年3月文部科学省
「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成31年4月・令和元年7月スポーツ庁
「学習評価の在り方ハンドブック(小・中学校編)」	令和元年6月国立教育政策研究所
「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」	令和元年9月スポーツ庁
「体育の授業がかわる!簡単プログラム(体力向上実践事例集活用プログラム)」	令和元年7月大阪府教育庁
「組み立て体操における事故防止ガイドライン」(令和元年[2019年]7月4日改訂版)	令和元年7月枚方市教育委員会
「スピーキング力向上ツール」	令和元年12月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き(第三版)」	令和2年2月文部科学省
「中学校外国語補助教材」	令和2年2月～3月文部科学省
「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」	令和2年3月国立教育政策研究所
中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング教育実践事例集	令和2年3月文部科学省
各教科等の指導におけるICTの活用に関する参考資料	令和2年9月文部科学省
「枚方版ICT教育モデル」	令和3年3月枚方市教育委員会

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実について

3. 進路指導について

<基本的な方向性>

進路指導にあたっては、9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。

指導においては、基礎的・基本的な学習指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の生き方、考え方が多様化している実情を踏まえ、児童・生徒一人一人の個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるよう、指導の工夫・改善に取り組む。

特に進路選択に際しては、生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、必要な資料・情報を事前に十分に提供して、適切な指導が行われるようにする。

<最重要課題>

- 進路指導にあたっては、児童・生徒一人一人の考え方、生き方等を大切に、児童・生徒が主体的に進路を選択できるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。
- キャリア教育については、児童・生徒が夢や志を持ち、社会的・職業的に自立し、より良い社会を創っていこうとする態度を養うとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努め、中学校区において作成した全体計画については、その検証・改善に努めること。

<取組事項>

校内進路指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。

進路指導の在り方

- (2) 生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図ること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めること。
- (3) 高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に努めること。

キャリア教育の在り方

- (4) キャリア教育については、幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材(「キャリア・パスポート」)等の活用を図ること。
- (5) 職場体験学習等、地域の人材等を活用した進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に取り入れ、働くことの意義や目的を深め、進んで働こうとする意欲や態度等を育成するよう、指導の充実を図ること。
- (6) 小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努めること。

支援の必要な児童・生徒への進路指導

- (7) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。
- (8) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。
- (9) 障害のある生徒の進路指導については、進路指導主事と支援学級担任が十分に連携し、学校全体で対応すること。
- (10) 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応すること。また、「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「キャリア教育を推進するために」	平成17年4月大阪府教育委員会
「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」	平成18年11月文部科学省
「大阪府キャリア教育プログラム」	平成23年3月大阪府教育委員会
「キャリア教育を創る」	平成23年11月文部科学省
「キャリア教育の進め方サポートブック」	平成24年3月大阪府教育委員会
「学校における進路指導について」	平成30年5月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育の充実に向けて」	平成31年3月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア・パスポートの活用」	令和2年1月大阪府教育委員会
「枚方市版キャリア・パスポート」	令和3年3月枚方市教育委員会
「奨学金等指導資料」	令和3年4月大阪府教育委員会

「中学校 進路指導のための資料」	毎年度大阪府教育委員会
大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」 http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/	毎年度大阪府教育委員会
「多言語による学校生活サポート情報」 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/	毎年度大阪府教育委員会
「進路選択に向けて」(多言語版)	毎年度大阪府教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

<基本的な方向性>

学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童・生徒の発達の段階を考慮して、適切に指導を行う。

また、道徳科は道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

児童・生徒に、主体性を持たず言われるままに行動するように指導するのではなく、多様な価値観の、ときに対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育に求めるものであり、そのための指導の在り方について理解を深め、充実を図る。

<最重要課題>

- 校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成すること。
- すべての学級で道徳科を年間 35 時間（小1は 34 時間）以上確保し、それぞれの学年で学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導すること。
- 道徳科の指導については、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、児童・生徒の発達の段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究すること。

<取組事項>

全体計画

- (1) 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものである。道徳教育の全体計画の作成に際しては、児童・生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容と各教科等の指導内容及び指導時期との関連を明確に示すこと。
- (2) 児童・生徒の道徳性を養えるように、学校行事や総合的な学習の時間など日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の体験活動については、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら進めること。

道徳科の指導

- (3) 道徳科の指導方法については、道徳的諸価値を実現するための資質・能力を養うことができる①読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、②問題解決的な学習、③道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践すること。また、評価については、個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、数値評価ではなく、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をすること。

授業公開、家庭・地域との連携

- (4) 「道徳科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行うこと。
(5) 「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめ直すために、保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進めること。

資料の活用

- (6) 学習指導要領の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施できるよう、府教育庁の「『特別の教科 道徳』実践事例集」を積極的に活用すること。

「こころの再生」府民運動

- (7) 「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、「こころの再生」府民運動の趣旨に則した心の育成やあいさつ運動の取組について、道徳科その他の学校の教育活動を通じて推進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～	平成 26 年 3 月・平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導要領等について(通知)」	平成 29 年 7 月文部科学省
「特別の教科 道徳」実践事例集	平成 30 年 2 月大阪府教育庁
「学習指導要領(平成 29 年告示)のポイント【評価編】」	令和 2 年 8 月大阪府教育センター

<関係法令>

「小学校・中学校学習指導要領」	平成 29 年 3 月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領解説(総則・各教科等編)」	平成 29 年 7 月文部科学省

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

5. 人権教育について

<基本的な方向性>

人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・「特別の教科 道徳」・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等あらゆる教育活動において、一層計画的・総合的に推進する。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意し、その指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むことが求められている。

特にいじめは、幼児・児童・生徒の心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、研修等を通じて教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心掛けるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。

また、幼児・児童・生徒を権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の権利を尊重する精神を徹底する。

<最重要課題>

- 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進すること。
- 人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進すること。
- 人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組とすること。

<取組事項>

人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。
- (2) すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、府教育委員会の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。

- (3) 「人権教育教材集・資料CD」等を適切に活用すること。
- (4) ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図ること。また、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシャル・ハラスメントであることを教職員が十分認識すること。
- (5) 人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (6) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進すること。
- (7) 幼児・児童・生徒等の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図ること。特に、障害のある幼児・児童・生徒等の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施すること。

児童虐待の防止

- (8) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困等を含め、気になる幼児・児童・生徒に対しては家庭訪問を行う等、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。またその際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図ること。
- (9) 児童虐待への認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子どもの育ち見守りセンター（ととな）へ速やかに通告し、教育委員会に報告すること。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努めること。
- (10) 関係機関への通告後も、学校として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うこと。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図ること。
- (11) 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をすること。特に、一時保護を解

除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うこと。

ジェンダー平等教育の推進

- (12) 小中学校においては、人権政策室と連携した「DV 予防教育プログラム」を活用するなど、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。
- (13) 学校においては、性的マイノリティとされる児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めること。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

- (14) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。
- (15) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。

同和教育の推進

- (16) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努めること。

平和教育の推進

- (17) 平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるよう努めること。また、人権政策室と連携した3月1日の「枚方市平和の日」にちなんだ「平和フォーラム」「平和の燈火(あかり)」等平和を考える事業に積極的に取り組むこと。

家庭・地域における人権教育

- (18) PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかけるとともに、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進すること。

不適正な区域外就学の防止

- (19) 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正に積極的に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「人権教育のための資料1～9」	平成12年3月～平成21年大阪府教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「平和教育に関する事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」	平成15年7月大阪府教育委員会
「人権基礎教育指導事例集」	平成16年3月大阪府教育委員会
「OSAKA人権教育ABC Part1～5」	平成19年3月～平成25年3大阪府教育センター
「精神障がいについての理解を深めるために」	平成20年5月改訂大阪府教育委員会
「在日外国人教育のための資料集(DVD)」	平成22年3月大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」	平成22年3月大阪府教育委員会
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてき～」	平成23年3月改訂大阪府教育委員会
「日本語支援アイデア集」	平成23年3月大阪府教育委員会
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくためにー本名指導の手引き(資料編)ー」	平成25年4月一部修正大阪府教育委員会
人権教育リーフレットシリーズ	平成26年3月～大阪府教育委員会
「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」	平成26年7月大阪府教育委員会
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	平成27年4月文部科学省
「リバティ大阪を活用する人権学習プラン」	平成27年6月大阪府教育委員会
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」	平成27年7月文部科学省
「日本語指導実践事例集」	平成28年3月大阪府教育委員会
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」	平成28年4月文部科学省
「人権教育教材集・資料CD」	平成28年11月大阪府教育委員会
「人権教育教材集・資料・教員用手引き」	平成28年11月大阪府教育委員会
「学校における人権教育推進のための資料集」	平成29年4月改訂大阪府教育委員会
「人権教育実践事例集」	平成29年6月大阪府教育委員会

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」	平成 29 年 11 月大阪府教育委員会
『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について	平成 30 年 7 月文部科学省
「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	平成 31 年 2 月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	平成 31 年 2 月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「枚方市児童虐待防止ハンドブック」	平成 31 年 3 月改訂枚方市児童虐待問題連絡会議
「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」	令和元年 5 月文部科学省
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」	令和元年 12 月大阪府教育委員会
「性の多様性の理解を進めるために」	令和 2 年 4 月大阪府教育委員会
「大阪府人権白書 ゆまにてなにわ」	令和 3 年 3 月大阪府府民文化部人権局
「教職員人権研修ハンドブック」	令和 3 年 3 月大阪府教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「同和対策審議会答申」	昭和 40 年 8 月同和対策審議会
「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]	平成 20 年 3 月文部科学省
「障害者基本法」	平成 25 年 6 月 26 日改正
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」	平成 26 年 1 月文部科学省
「大阪府人権教育推進計画」	平成 27 年 3 月
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 4 月 1 日施行
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	平成 28 年 6 月 3 日施行
「部落差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 12 月 16 日施行
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」	令和元年 10 月一部改正
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」	令和元年 10 月 30 日施行
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」	令和元年 11 月 1 日施行

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

6. 健康教育について

<基本的な方向性>

健康教育は、学校園の教育活動全体を通じて行うものであり、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康の3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持増進を図る実践力を育成する指導の充実を図る。

体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育・保健体育の学習を中心として、心と体を一体としてとらえ、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進する。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、体育・健康に関する指導などの改善に努める。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するために、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防や、万一の場合の対応を適切に行うため、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組む。食に関する指導については、学校園・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。また、学校給食の意義も踏まえ、小・中学校における食育推進体制の確立を図る。

<最重要課題>

○新型コロナウイルス感染症の対応については、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、大阪府教育委員会作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～（市町村学校園版）」、本市作成の「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参考に、学校園生活における様々な場面において感染症対策に努めること。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築しておくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

○「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。その際、学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、積極的に体力向上の取組を推進すること。

○食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和2年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を有効に活用し、校長等管理職を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、

安心して学校生活を送ることができるよう保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルを策定し、すべての教職員が情報を共有し、日頃から事故防止に努めること。特にアナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるようエピペン[®]の取扱い手順等の研修を行うとともに、消防・救急機関との連携も踏まえた体制を整えること。

○幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師・主治医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質・能力を育成することができるよう、保健主事等が中心となって、年1回以上、学校保健委員会(委員に保護者を含む)を開催し、その活用を図ること。

<取組事項>

体育活動

- (1) 体力向上推進計画に則り、日々の体育の授業を充実させるとともに、業間や行事等の教育活動全体を児童・生徒の体力向上の機会と捉え、PDCAサイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。
- (2) 平成30年度及び令和元年度枚方市体カテスト(実技調査及び質問紙調査)において集積したデータや各校で分析した結果に基づき、府教育庁の資料を活用しながら、学校の実態に応じて、新体カテストを実施するなど、すべての児童・生徒の体力状況を把握した上で目標を設定し、その達成に向けた体力づくりの取組を推進すること。また、取組に当たっては、大阪府教育庁が作成した「体育の授業がかわる!簡単プログラム」等の資料を参考にすること。加えて、その取組の成果と課題を検証し、さらなる充実に活かすこと。
- (3) 「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を活用するなど、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

健康の保持・増進

- (4) 健康診断では、幼児・児童・生徒のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。「四肢の状態」についての検査実施にあたっては、組織的に日常観察を行うこと。また、学校園における歯・口腔の健康づくりを推進すること。さらに、個々の幼児・児童・生徒の心身の健康問題の解決に向けて、健康相談及び保健指導を充実させること。

食育

- (5) 食に関する指導を教育課程に明確に位置付け、教育計画に掲載された全体計画に基づいて取組を推進するための校内体制を必要に応じて見直すとともに、年間指導計画の作成に努めること。また、小・中学校ともに、食育を推進するための委員会等を設置し、全教員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度や食物を大切に作る心の育成をめざし、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、総合的な学習の時間

等における食に関する指導の推進に努めること。

- (6) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食に関する指導の推進体制や指導内容の改善を図ること。
- (7) 児童・生徒の食への関心や理解を深めるために、地域の人材を活用するなど、農業や調理などの食に関する体験活動を実施すること。

健康教育

- (8) 性教育及びエイズ教育については、研修を深め、発達段階に応じて保護者の理解を十分に踏まえ、「性の多様性」について教職員が理解した上で組織的・計画的に集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ指導すること。
- (9) 小・中学校の体育・保健体育の教科等において、学習指導要領に基づき、大阪府がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がんの予防につながる学習指導の充実、推進を図ること。
- (10) ICT等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童・生徒の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用の仕方等について、学校と家庭が連携して取り組むこと。

衛生管理

- (11) 衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努めること。特に感染症については、学校園において、幼児・児童・生徒に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また、正しい知識といじめ等人権に配慮した指導を行うこと。
- (12) 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管すること。
- (13) 学校給食実施においては、学校給食法第9条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。
- (14) 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できること。

安全・安心の確保

- (15) 学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取る等の対策をとること。その際、熱中症指数計等により環境温度の計測を行い「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に適切な処置を行うこと。
- (16) 食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が、どこでも起きるものだと

考え、すべての教職員が緊急時に備え、事故を想定した校内研修を毎年実施すること。

(17) 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸*についても理解を深めること。

*死戦期呼吸: ゆっくりあえぐような呼吸であり、ただちに胸骨圧迫が必要な状態

(18) 国民健康保険法の趣旨を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなるようなことのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「性教育指導事例集」	平成 15 年3月大阪府教育委員会
「感染症 こんなときどうするの？」	平成 16 年9月大阪府教育委員会
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」	平成 20 年3月日本学校保健会
食生活学習教材「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」	平成 21 年3月文部科学省
「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」	平成 21 年3月文部科学省
「チャレンジ おおさか なわとびカード」	平成 21 年9月大阪府教育庁
「おおさか食育ハンドブック」	平成 22 年3月大阪府スポーツ・教育振興財団
「体力向上実践事例集」	平成 22 年3月大阪府教育委員会
「保健主事のための実務ハンドブック」	平成 22 年3月文部科学省
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	平成 23 年3月文部科学省
「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」	平成 23 年8月文部科学省
「学校における結核対策マニュアル」	平成 24 年3月文部科学省
体力向上支援プログラム「大阪プログラム」	平成 25 年3月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」	平成 25 年 12 月枚方市教育委員会
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	平成 26 年3月文部科学省
「熱中症 環境保健マニュアル 2014」	平成 26 年3月改訂環境相環境保健部環境安全課
「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」	平成 26 年6月文部科学省
「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」	平成 27 年2月大阪府教育委員会
「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成 27 年3月文部科学省
「アレルギー疾患対応資料の配布について」	平成 27 年3月 26 日枚方市教育委員会
「児童生徒等の健康診断マニュアル」	平成 27 年8月日本学校保健会
「たのしい食事 つながる食育」	平成 28 年2月文部科学省

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」	平成 28 年4月文部科学省
「運動会・体育大会における組み立て体操について」	平成 28 年スポーツ庁
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」	平成 29 年2月大阪府教育委員会
「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」 (体力向上実践事例集)	平成 29 年3月大阪府教育委員会
「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」	平成 29 年3月文部科学省
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	平成 29 年3月文部科学省
「新体力テスト測定マニュアル」「新体力テスト測定掲示ポスター」	平成 29 年4月大阪府教育庁
「がん教育推進のための教材指導参考資料」	平成 29 年5月文部科学省
「がん教育推進のための教材」	平成 29 年6月文部科学省
「学校園における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成 30 年5月 10 日枚方市教育委員会
「学校における麻しん対策ガイドライン」第二版	平成 30 年2月国立感染症研究所感染症疫学センター
「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」	平成 30 年3月大阪府教育庁
「学校において予防すべき感染症の解説」	平成 30 年3月日本学校保健会
「熱中症事故等の防止について」	平成 30 年6月4日枚方市教育委員会
「学校環境衛生管理マニュアル」(平成 30 年度改訂版)	平成 30 年6月文部科学省
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」	平成 30 年7月スポーツ庁
「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成 31 年4月・令和元年7月スポーツ庁
「2019 年度『体力づくり推進計画(アクションプラン)』」	平成 31 年4月大阪府教育庁
「体育の授業がかわる!簡単プログラム(体力向上実践事例集活用プログラム)」	令和元年7月大阪府教育庁
「組み立て体操における事故防止ガイドライン」	平成元年6月枚方市教育委員会
「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」	令和元年6月文部科学省
「がん教育パンフレット『やさしいがんの知識 2019』」	令和元年8月公益財団法人がん研究振興財団事務局
「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」	令和元年 11 月枚方市教育委員会
「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」	令和2年文部科学省
「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」	令和2年2月スポーツ庁
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<<令和元年度改訂>>」	令和2年3月日本学校保健会
「水泳等の事故防止について」	令和2年4月スポーツ庁

「熱中症事故の防止について」	令和2年6月文部科学省
「熱中症対策マニュアル」	令和2年7月枚方市教育委員会
「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～(市町村学校園版)」	令和2年12月大阪府教育委員会
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」	令和2年12月文部科学省
「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」	令和3年1月枚方市教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

7. 特別活動・その他の教育活動について

<基本的な方向性>

特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する指導の充実を図る。

<最重要課題>

- 学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。
- 儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- 中学校における部活動については、「枚方市中学校部活動方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、練習時間や休養日、休養期間の設定を適切に行うこと。

<取組事項>

学級活動

- (1) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。また、入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図ること。
- (2) 学習指導要領に基づき、小学校段階からキャリア教育の充実を図ること。

児童会活動・生徒会活動

- (3) 児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。

クラブ活動

- (4) 小学校におけるクラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てること。

学校行事

- (5) 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。
- (6) 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校

生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うこと。

その他の教育活動

- (7) 児童・生徒の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努めること。
- (8) 学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。
- (9) 中学校における部活動については、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を積極的に図ること。
- (10) 中学校における部活動については、合理的で効率的・効果的な練習方法を工夫することによって、練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること、また、長期休業中は連続5日以上のもった休養期間を設けること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校における望ましい動物飼育のあり方」	平成18年6月日本初等理科教育研究会
「運動部活動での指導のガイドラインについて」	平成25年5月文部科学省
運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 骨子(案)	平成30年1月17日スポーツ庁
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年3月スポーツ庁
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年12月文化庁
「大阪府部活動の在り方に関する方針」	平成31年2月大阪府教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成31年2月枚方市教育委員会
「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(小学校 特別活動)」	令和2年3月国立教育政策研究所
「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(中学校 特別活動)」	令和2年3月国立教育政策研究所

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

<基本的な方向性>

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことを教職員に深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。また、万一服務上の問題が発生した場合は、事実関係を的確に把握し、速やかに報告すること。
- 児童・生徒に対する体罰、性的な言動(わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等)、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<取組事項>

服務規律の確立

- (1) 教職員に、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させ、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう指導を徹底すること。また、勤務時間の適正な把握・管理を行うこと。
- (2) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできない。決して起こすことのないよう指導すること。
- (3) 職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させること。また、幼児・児童・生徒等の個人情報などを適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動するよう指導すること。
- (4) 教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう指導すること。
- (5) 飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導の徹底を図ること。
- (6) 教職員の自家用自動車等による通勤は極力自粛させること。また、自動車通勤者の校内駐車禁止を徹底すること。

- (7) 教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。
- (8) 「勤務場所を離れて行う研修」は、法令に基づき校長による承認手続きをより厳正に行うとともに適正に処理すること。
- (9) 教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。
- (10) 兼職・兼業については、地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。
- (11) 教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努めさせること。
- (12) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう指導すること。
- (13) 教職員の出張命令・時間外勤務命令については、その意義等を十分に認識させ、適正な執行を行うこと。
- (14) 教員免許更新制について、周知徹底を図り、適切な対応を図ること。
- (15) 教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導すること。
- (16) 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- (17) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」	平成11年7月枚方市教育委員会
「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程」	平成24年3月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「職員倫理ハンドブック」	平成25年4月1日枚方市
「不祥事防止に向けたワークシート集」	令和2年2月大阪府教育庁
「パワーハラスメント防止指針」	令和2年10月枚方市教育委員会
「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止及び対応に関する指針」	令和2年10月枚方市教育委員会
「教職員の評価・育成システム 手引き」	令和2年3月大阪府教育委員会

「授業アンケートの手引き ~『教職員の評価・育成システム』で活用するために~	令和2年3月大阪府教育委員会
「児童・生徒との SNS 等による私的なやり取りの禁止について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「児童・生徒に対するわいせつ行為の禁止の徹底について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」	令和3年3月大阪府教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

9. 学校の業務改善について

<基本的な方向性>

子どもたちにとって、教員の影響は大きく、教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資することである。そのため各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組や、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人一人の意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- 学校の経営方針等において、時間配分に当たって優先すべき業務を示すとともに、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校運営を行う意識を持つこと。
- 全ての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させること。また教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話合いも参考にしながら、管理職は校内の業務の在り方の適正化を図る。

<取組事項>

- (1) 出退勤システムを活用し、在校等時間の適正な把握を行うこと。
- (2) 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等に基づき、適切に行うこと。
- (3) 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。
- (4) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法に則り、時間外勤務時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。また、元気な教職員・学校づくりのために、メンタルヘルス相談等を積極的に活用するよう指導し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めること。
- (5) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。
- (6) 教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、校務分掌の見直しや

教職員の事務負担軽減等の取組を推進するなど、学校の業務改善を図ること。

(7) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的、効果的に取り組むこと。そして、生徒が休日に家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障すること。

(8) 練習時間、休養日の設定、長期休業中の休養期間の設定等、「枚方市中学校部活動方針」に基づき、適切な部活動運営を行うよう指導すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」	平成31年3月文部科学省
「電話対応時間のお知らせ」	平成31年4月枚方市教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成31年2月枚方市教育委員会
枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	令和2年4月枚方市教育委員会
「学校における働き方改革推進について」	令和2年10月枚方市教育委員会
「学校における働き方改革推進について～2～」	令和3年3月枚方市教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

10. 教職員研修について

<基本的な方向性>

教職員は教育公務員としての使命を自覚するとともに、その職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質・能力の向上に努めなければならない。このことを教職員に深く自覚させ、規範意識を養うとともに教職員が教職経験に応じた、段階的かつ専門的な研修に積極的に参加しようとする意欲を高める必要がある。

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、キャリアステージに応じた教職員一人一人の資質と指導力の向上が求められている。

学習指導要領を踏まえ、「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに教職員研修を実施する。学校園においては、子ども理解を基盤とした学校経営や学級経営の充実に向け、新たな教育課題に対応した校内研究・研修のさらなる充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員の育成を図る。

<最重要課題>

- 初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任者指導教員等を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めること。
- 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」(第2ステージ)に基づいた授業改善を組織的・計画的に進めること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援やアドバンス研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図ること。
- 教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。
- 1人1台タブレット端末等のICTを効果的に活用した授業づくりについて研究・研修を実施し、児童・生徒の資質・能力の向上に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、組織的に進めること。

<取組事項>

教職員の育成

- (1) 市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステ

ージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJTを推進すること。

(2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。また、教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用すること。

(3) 教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」*や「ロールモデル」*となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けさせること。また、6～9年目小中学校教諭で実施する「校内モデル授業」を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図ること。

*「メンター」…仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。メンターは、キャリア形成をはじめ生活上の様々な悩み相談を受けながら、育成にあたる。

*「ロールモデル」…具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長するといわれる。

(4) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。

(5) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。

授業改善

(6) 学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めること。

(7) 学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めること。

校内研究・校内研修

- (8) 校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。
- (9) 授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・研究協議会において、指導主事、教育推進プランナー等が講師を務める学校園支援プログラムなどを効果的に活用し、研究を推進すること。
- (10) 校内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人・授業マイスターを活用し、教員に対する授業改善等の指導に努めること。

研修の受講

- (11) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。
- (12) 教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、留意事項や事前課題等に留意し、受講するよう指導すること。
- (13) 校内研修等において、研修を受講した教職員に、その内容を実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」	平成 20 年3月大阪府教育委員会
「ミドルリーダー育成プログラム」	平成 22 年3月～令和2年3月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成 25 年3月大阪府教育センター
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「『英語を使うなにわっ子』育成プログラム」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「理科授業づくり2」	平成 27 年3月大阪府教育センター
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成 29 年 11 月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き(第二版)」	平成 30 年 11 月文部科学省
「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」	平成 31 年1月大阪府教育センター
「小学校プログラミング教育に関する研修教材」	平成 31 年3月文部科学省
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	平成 31 年4月1日枚方市教育委員会
「理科薬品の取り扱い」	平成 31 年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・	平成 31 年4月枚方市教育委員会

能力」	
「OSAKA教職スタンダード」	令和元年5月大阪府教育委員会
「学校教育の情報化の推進に関する法律」	令和元年6月文部科学省
「小学校における『プログラミング教育』」	令和2年1月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「Hirakata 授業スタンダード」	令和2年4月枚方市教育委員会
「新規採用教職員のためのハンドブック『教職員の智』」	令和2年4月枚方市教育委員会
「平成31年度小中学校初任者研修の手引」	令和2年4月枚方市教育委員会
「令和2年度中堅教諭等資質向上研修の手引」	令和2年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」	令和2年4月枚方市教育委員会
「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20 steps」	令和2年枚方市教育委員会
「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」	令和2年枚方市教育委員会

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

<基本的な方向性>

支援教育を進めるにあたっては、障害のある幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

また、発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

*インクルーシブ教育システム・・・障害のある者と障害のない者が、同じ場で、可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。

<最重要課題>

- 校内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。また、ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むこと。

<取組事項>

校内体制の充実

- (1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。
- (2) 通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図ること。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立すること。
- (3) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めること。また、支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児

童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めること。

- (4) 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めること。

交流及び共同学習の充実

- (5) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努めること。また、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導を活かし、相互理解のさらなる推進に努めること。
- (6) 支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実に努めること。

支援学級の教育課程の充実

- (7) 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意すること。
- (8) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施すること。
- (9) 支援学級において実施する特別な教育課程には、必ず自立活動を編成すること。また、各教科の目標や内容を発達段階に応じて他学年の教科の目標や内容に替える等、当該児童・生徒の実態に応じた教育課程の編成に努めること。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- (10) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。
- (11) 通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めること。
- (12) 個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実に努めること。
- (13) 個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図ること。
- (14) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

通級指導教室

- (15) 通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努

めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

保護者や関係機関との連携

- (16) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。
- (17) 障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努めること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うこと。
- (18) 障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図ること。

医療的ケア

- (19) 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。
- (20) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「特別支援教育の推進について」	平成 19 年4月1日 文部科学省通知
「体罰防止マニュアル」	平成 19 年 11 月 大阪府教育委員会
「指導資料[ぬくもり]」	平成 22 年3月 大阪府教育委員会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」	平成 24 年7月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」	平成 25 年3月 大阪府教育委員会
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」	平成 25 年 10 月 文部科学省
「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」 (「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ)	平成 27 年6月 大阪府教育委員会

「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	平成 28 年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」	平成 28 年6月3日文部科学省他
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」	平成 29 年3月・6月文部科学省
「発達障がいについて 保護者の琉会を促進するために」	平成 30 年3月改訂大阪府教育委員会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」	平成 31 年3月文部科学省
「学校における医療的ケアの今後の対応について」	平成 31 年3月文部科学省
「通級による指導実践事例集(中学校・高等学校)」	令和2年3月大阪府教育委員会
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」	令和2年 12 月9日改訂文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
「学校教育法等の一部を改正する法律」	平成 19 年4月1日施行
「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令[学校教育法施行令の一部改正]」	平成 19 年4月1日施行
「障害者基本法第 16 条」	平成 25 年6月 26 日改正
「学校教育法施行令の一部改正について」	平成 25 年9月6日大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年4月1日施行
「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」	平成 28 年8月1日文部科学省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	平成 28 年 12 月9日文部科学省通知
「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」	平成 30 年2月8日文部科学省通知
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」	平成 30 年5月 24 日文部科学省・厚生労働省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」	平成 30 年8月 27 日文部科学省通知
「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」	平成 30 年9月 20 日文部科学省通知

基本方策5 幼児教育の充実

12. 幼稚園教育について

<基本的な方向性>

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育においては、幼児期にふさわしい生活の中で、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、生活に即した教育環境をつくりだし、幼児一人一人の発達や特性に応じた指導を行う。

さらに、幼稚園教育は、義務教育9年間の重要な基礎となることを踏まえ、幼児期から児童期、青年期へと続く発達を見通し、豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図る。

<最重要課題>

- 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を活かした教育課程を編成すること。
- 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上を図るとともに指導方法の工夫・改善に努め、子ども・子育て支援新制度の幼稚園として、幼児教育の一層の充実を図ること。
- 私立幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。
- 支援が必要な子どもや保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。

<取組事項>

就学前教育の推進

- (1) 幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しながら、幼児一人一人の望ましい発達や、幼児同士の温かい人間関係が育まれるよう、よりよい教育環境の整備に努めること。
- (2) 3年保育のカリキュラム及び道徳教育・安全教育・食育の全体計画や年間指導計画等について、実践を通して評価を行い、必要に応じて改善を図ること。
- (3) 支援教育をさらに充実するために、巡回相談等を有効に活用すること。

開かれた幼稚園づくり

- (4) 幼児に安全で安心な遊び場を確保するとともに、保護者の就労やリフレッシュ等の様々な事情に対応し、保護者を支援するため、幼稚園の施設と機能を活用した預かり保育の充実に努めること。
- (5) 家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう努めること。

幼保こ小等の円滑な接続

(6) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「スタートカリキュラムスタートブック」	平成 27 年 1 月文部科学省
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」	平成 30 年 3 月文部科学省・国立教育政策研究所
「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」	平成 30 年 3 月大阪府幼児教育センター
「幼児教育推進指針」	平成 31 年 4 月改訂大阪府教育委員会
「わくわく もうすぐ！ねんせい」	令和 3 年 1 月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「こども・子育て支援法」	平成 24 年 8 月内閣府・文部科学省・厚生労働省
「幼稚園教育要領」	平成 29 年 3 月文部科学省

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

13. 学校園・家庭・地域の連携について

<基本的な方向性>

教育の目的の実現のためには、家庭において生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成することが大切である。近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う幼児・児童・生徒に夢を与え、「生きる力」を育むため、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小の円滑な接続を図るとともに学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む。

保護者や地域住民とともに学校運営を進める「地域とともにある学校づくり」の推進が求められている中、学校園は共有財産であるという視点に立ち、各学校園において特色ある教育活動を展開していくため学校・家庭・地域が協働する体制づくりを一層推進する。また、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクールなど学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に努める。

また、保護者や地域との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにする。

<最重要課題>

- 子どもたちに必要な資質・能力とは何かを地域住民や保護者と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。
- 学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、各学校園の教育計画や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ホームページ・ブログ等を有効活用するなど積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、地域・保護者から信頼される学校園づくりをめざすとともに説明責任を果たすこと。

<取組事項>

家庭・地域との連携

- (1) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進すること。
- (2) オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校園の諸活動において、保護者や地域の人々が参加しやすいように工夫すること。
- (3) 学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、「地域とともにある学校づくり」または、「地域人材の積極的活用」を観点とした土曜日等を活用した授業や参観を、小学校において年1回以上実施し、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとすること。
- (4) 「枚方市外部人材登録者集」の活用を図るとともに、学校園独自の地域人材バンク等の整備

に努めること。

- (5) 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進すること。
- (6) 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりに努めること。また、教職員が、PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努めること。
- (7) 児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みの構築に努めること。特に中学校においては、部活動休養日等を活用し、計画的に中学生が参加しやすいように工夫すること。
- (8) 小学校においては、保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会を活用し、コミュニティ・スクールとして、学校運営に保護者や地域住民等が参画する体制の構築に努めること。
- (9) 小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の委員の意見を反映させるにあたっては、委員が学校の状況を十分に把握することが大切であることから、教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設けるなど、当該組織を活性化するように努めること。
- (10) 中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携し、協力を努めること。
- (11) 各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信すること。
- (12) ミルメールの効果的な利用やICTを活用した双方向の連絡手段を活用し、学校と保護者との連絡体制を充実させること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
大阪「こころの再生」宣言	平成17年12月20日「こころの再生」を考える有識者懇話会
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」	平成27年12月21日 文部科学省
「コミュニティ・スクールの作り方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」	令和元年10月 文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」	令和2年4月改正 文部科学省

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

14. 安全について

<基本的な方向性>

自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と学校園施設・設備の点検整備や充実等により、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努める。

また、安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

<最重要課題>

- 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。
- 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施するなど、常にその改善に努めること。
- 自然災害等に備えた防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

<取組事項>

安全教育の推進

- (1) 学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とすること。
- (2) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努めること。
- (3) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実に努めること。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施すること。
- (4) 9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせて、実践的な避難訓練、地域の有識者による講話等、各学校園の実情に応じた防災教育の充実に向け、取組を実施すること。また、大阪北部地震の体験を教訓に、6月18日を中心にして、集会等で講話やディスカッション等の防

災教育に取り組むこと。

- (5) 「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づき、幼児・児童・生徒が適切な行動がとれるよう指導すること。
- (6) 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進すること。
- (7) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う「避難確保計画作成の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に努めること。

危機管理体制の確立

- (8) 学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携すること。また、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制を確立すること。
- (9) 事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告すること。
- (10) 不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用すること。

登下校の安全確保

- (11) 登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては、集団登校時の安全指導に取り組み、また通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努めること。
- (12) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進すること。特に、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校園、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティア、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

交通安全の推進

- (13) 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施すること。また中学校においては、第1学年を対象に自転車交通安全教室を実施するとともに、3年サイクルで実施されるスクアードストレート方式の交通安全教室を通して、一層の交通安全の取組をすすめること。
- (14) 保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を

行うこと。また、児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」	平成14年10月大阪府教育委員会
「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成14年12月文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成15年6月文部科学省
「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集(改訂版)」	平成19年3月大阪府教育委員会
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」	平成19年11月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成22年3月文部科学省
「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」	平成23年3月文部科学省
「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」	平成24年3月文部科学省
「学校安全の推進に関する計画」	平成24年4月文部科学省
「自転車安全利用推進のための重点行動指針」	平成25年1月大阪府交通対策協議会
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	平成25年3月文部科学省
「学校事故対応に関する指針」	平成28年3月文部科学省
Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン	平成29年11月枚方市教育委員会
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」	平成30年2月文部科学省
「『登下校防犯プラン』について」	平成30年6月文部科学省
「落雷事故の防止について」	平成30年7月文部科学省
「学校における防災教育の手引き(改訂2版)」	令和元年6月大阪府教育委員会
自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について	令和元年12月文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
学校保健安全法	平成27年6月改正
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する」	平成28年4月施行

条例」	
水防法等の一部を改正する法律	平成 29 年6月施行
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成 29 年6月施行

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

15. 生徒指導について

<基本的な方向性>

生徒指導にあたっては、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

これは深い児童・生徒理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、平素から教職員の指導力の向上と人権意識の高揚を図ることが重要である。

とりわけ、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、学校に対する信頼を根底から崩すものであるということを認識する必要がある。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であることから、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組む必要がある。

近年の問題行動の多様化や低年齢化に対しては、授業の充実を基本として、全教職員が、カウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童・生徒に寄り添うとともに、児童・生徒が互いに悩みや喜びを分かち合う集団を育成する等、内面にせまる心のかよった指導を行う。

さらに、義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校児童・生徒の社会的自立に取り組む。

<最重要課題>

- いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が児童・生徒との信頼関係を築き、正しい児童・生徒理解のもと、生徒指導担当者（小学校）・生徒指導主事（中学校）を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行うこと。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るなど、チームによる支援体制を整えること。
- 体罰を許さない指導体制を確立し、幼児・児童・生徒を真に大切にしている教育活動を展開すること。
- 日ごろから児童・生徒の状況を把握し、子どもが発するサインを見逃すことなく、学級や学校の集団づくりに努めること。また、不登校やひきこもり、児童虐待や子どもの貧困等、支援を要する児童・生徒に関わる様々な事象に対しては、早期対応ができるよう、「子どもを守る条例」を踏まえながら、関係機関等と連携して取組を進めること。

<取組事項>

校内生徒指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者を、中学校においては生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めること。
- (2) 生徒指導主担者(小学校)は、学級の問題を全体の問題ととらえ、全校指導体制を、構築する中心的役割を担うこと。生徒指導主事(中学校)は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たすこと。

組織的な取組の推進

- (3) 安全・安心な教育環境の充実を図り、児童・生徒の豊かな人格形成を行うこと。また、児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進すること。
- (4) 児童・生徒の生活実態を把握し、指導方針を確立すること。
- (5) いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告すること。
- (6) 「レベルに応じた問題行動(非行)への対応チャート(枚方市版)」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。
- (7) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒指導主担者(小学校)または、生徒指導主事(中学校)が中心となりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めること。
- (8) 枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めること。
- (9) 教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編・いじめ防止編)」等を活用して、校内研修の一層の充実に努めること。

いじめの防止と早期発見

- (10) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努めること。
- (11) 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、

「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深めること。

- (12) いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めること。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認すること。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えること。
- (13) 児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。
- (14) 生起しいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。
- (15) 児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに教育委員会に報告すること。
- (16) いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守るとともに、解消後においても再発防止に努めること。
- (17) 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童・生徒や障害のある児童・生徒や外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないように、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- (18) すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを点検するとともに、児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進すること。
- (19) インターネット・SNSを介しいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発も努めること。

体罰根絶の取組

- (20) 体罰の根絶については、各学校園において、日々の実践を再点検し、正しい児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深めること。
- (21) 教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告すること。

不登校児童・生徒への支援

- (22) 不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問をするとともに、ICT機器も活用して、児童・生徒とつながるなど、きめ細やかで適切な対応を図ること。
- (23) 不登校が長期化している児童・生徒の状況把握に努め、児童・生徒及び保護者の心情や家庭環境の実情に寄り添い、ICTを活用した活動等、個に応じた支援に努めること。また、必要に応じて「適応指導教室(ルポ)」等と連携し、教育の機会の確保を図るよう努めること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。
- (24) 小学校段階から、不登校やその兆しがある児童への支援体制を構築すること。また、中学校1年生時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組を適切に中学校につなぐとともに、新たな不登校を生まない取組を推進すること。
- (25) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、ICT等を活用した学習活動等、個に応じた取組を進めるとともに、民間の団体等との連携を含め、実情に応じた適切な支援を行うこと。また、不登校児童・生徒及び保護者の心情に寄り添うとともに、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』に基づいた対応を行い、児童・生徒が主体的に社会的な自立をめざせるよう支援すること。

携帯電話等への対応

- (26) 学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないように指導すること。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- (27) 携帯電話等でのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。

教育相談体制の充実

- (28) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童・生徒への教育相談体制を充実するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、「子どもの笑顔を守るコール」等の相談窓口を周知すること。

家庭・関係機関との連携

- (29) 各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催するなど、少年非行等の防止と解決を図ること。

(30) 校区の状況把握、学校と家庭との関係を築くため、小学校及び中学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、家庭とつながる取組を、タブレット端末等のICTを活用するなど、各学校の実態・実情に即して、1学期に全学年で実施すること。

喫煙・飲酒・薬物使用防止教育の充実

(31) 大麻・覚せい剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

(32) 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導すること。

校則について

(33) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認するとともに、児童・生徒の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直すこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」	平成17年大阪府教育委員会
「いじめ防止指針」	平成18年3月大阪府教育委員会
「こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成19年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅠ」	平成19年6月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅡ」	平成19年8月大阪府教育委員会
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム実践事例集」	平成20年7月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」	平成21年3月大阪府教育委員会
「スクールソーシャルワーカー配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」	平成21年12月大阪府教育委員会
「生徒指導提要」	平成22年3月文部科学省
「いじめ対応プログラム指導案集」	平成23年5月大阪府教育委員会
「生徒指導リーフ」シリーズ	平成24年2月～文部科学省国立教育政策研究所
「暴力によらない問題解決力育成プログラム」	平成24年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」	平成24年12月大阪府教育委員会
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」	平成24年12月大阪府教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」	平成 25 年8月文部科学省
「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット7「ネット・スマホの問題と子どもの人権」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット8「いじめの対応②」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 26 年4月大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 26 年7月枚方市教育委員会
平成 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業(文部科学省委託事業)事業報告書&ネットトラブル回避プログラム	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「薬害を学ぼう」	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」	平成 27 年8月大阪府教育委員会
「レベルに応じた問題行動(非行)への対応チャート」	(中学校版)平成 27 年枚方市教育委員会
「薬物乱用防止教育の推進について」	平成 28 年2月大阪府教育委員会
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 29 年3月改訂文部科学省
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために」	平成 29 年8月大阪府教育委員会
「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援事業の取り組みより～」	平成 30 年2月枚方市教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 30 年3月改定大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 30 年9月改定枚方市教育委員会
「枚方市いじめ対応マニュアル」	平成 30 年9月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」	平成 30 年 10 月大阪府教育委員会
「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」	平成 31 年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」	令和元年6月大阪府教育委員会
「不登校児童生徒への支援の在り方について」	令和元年 10 月文部科学省
「子どもを守る被害者救済システム」	令和元年 12 月改訂大阪府教育委員会
「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取り組み～」	令和2年4月大阪府教育委員会

「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」	令和2年6月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教室の充実及び啓発資料の活用について」	令和2年9月大阪府教育委員会
「ストップいじめ」	令和3年4月予定枚方市教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」	毎年度大阪府教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「大阪府薬物の乱用の防止に関する条例」	平成24年12月大阪府教育委員会
「いじめ防止対策推進法」	平成25年9月文部科学省
「子どもを守る条例」	令和3年3月29日枚方市

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

16. 教育環境の活用について

<基本的な方向性>

少子化の進行による児童・生徒の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進める。令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校施設を日常保全により健全に維持する。さらに、ICTを効果的に活用し、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童・生徒に対し配備された1人1台のタブレット端末や周辺機器等を活用するなど、教育の情報化を推進する。また、教育委員会と学校が、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざす。

そして、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するためにICTを活用し、校務の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組む。

<最重要課題>

- 学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てること。
- ICT機器を活用し、学校運営等に効果的に活用できるよう取組を進めること
- ICT機器を取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努めること。

<取組事項>

学校園施設、設備の維持管理

- (1) 令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、学校園の維持保全及び予防保全工事、トイレの洋式化、ユニバーサル化及び個室化工事などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切に使おう」という気持ちを育てること。また、施設の状況を日常的に点検し、異常個所や危険個所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うこと。
- (2) 空調設備については、令和3年度以降も引き続き、より効果的・効率的な維持管理・更新が行われるが、学校園は、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないこと、切り忘れを防止することを心掛け、また、適切な設定温度の確認などを常に行うことで、幼児・児童・生徒の環境意識を育てること。

校内体制の確立

- (3) ICT機器を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効

果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の取組を推進する。

ICT機器の管理運用

- (4) 児童・生徒に対し、タブレット端末の取り扱いについて安全、安心して使用できるよう努めること。
- (5) タブレット端末の管理、運用については、年度更新等も含めて、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して運用に努めること

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市学校整備計画」	令和2年3月枚方市教育委員会

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

17. 学校図書館機能の充実について

<基本的な方向性>

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要である。そうしたことを支える学びの1つとして読書があり、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に向けて読書活動を推進することが重要である。

また、読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館の授業等における活用を充実させて、児童・生徒の情報活用能力を向上させ、読書習慣を確立することをめざし、学校図書館の「読書センター機能」及び「学習・情報センター機能」の向上及び充実を図る。

市立図書館では、枚方市立図書館第4次グランドビジョンにおいて、児童・生徒の読書習慣の定着に向けた学校図書館へのさらなる支援を施策の方向性に掲げている。小中学校においては、市立図書館の支援を受けながら、学校図書館機能の充実を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進する。

<最重要課題>

- 児童・生徒が読書の楽しさや喜びを味わうことで、豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、情報活用能力等を育成する。そのために児童・生徒の実態等を踏まえて各学校において、学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。
- 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で授業等における学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。
- 学校図書館の効果的な活用については、研究指定校や研究推進校の成果を参考にしながら、取組を進めるとともに、授業における学校図書館の活用状況について、客観的に指標を定め、検証すること。

<取組事項>

- (1) 読書センター機能の充実のため、発達段階に応じた読書環境づくりを進め、並行読書やビブリオバトルなどの読書活動に取り組み、読むことの習慣や読む力、考える力を育成するとともに読書習慣の確立を図ること。
- (2) 学習・情報センター機能の充実のため、各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけて、児童・生徒の情報活用能力の育成や主体的な学習活動の支援を図ること。
- (3) 市内全19中学校区及び研究推進校に配置した学校司書の専門性を活かし、児童・生徒の実態に応じて、読書活動を推進し、学校図書館の効果的な活用に努めること。そのために、図鑑や事典、新聞、電子書籍等多様な資料を整備するなど、学習において活用しやすい環境整備

を推進すること。

(4) 枚方市立図書館と連携しながら「第3次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進すること。

(5) 学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市の学校図書館のあり方について(第1版)」	平成 28 年4月枚方市教育委員会
「学校図書館を活用した授業実践例」	令和元年 11 月、令和2年3月大阪府教育庁
「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」	令和3年3月大阪府教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「学校図書館司書教諭の発令について」	平成 15 年1月文部科学省
「学校図書館法」	平成 26 年6月改正

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

18.社会教育と学校教育の連携について

<基本的な方向性>

社会教育と学校教育の連携を強化し、地域等と連携しながら、子どもたちが社会と関わる機会を積極的に設けることにより文化・芸術・スポーツ等、様々な体験活動を充実させる。

<最重要課題>

○地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させること。

<取組事項>

多様な学習機会の活用

- (1) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、発達段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図ること。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努めること。
- (2) 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること。
- (3) 特別史跡百済寺跡等の地域にある貴重な歴史文化遺産等を生かして、児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めること。
- (4) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。
- (5) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

19. 児童の放課後対策について

<基本的な方向性>

すべての児童にとって望ましい「放課後」を実現していくために令和2年3月に策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づき、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な整備に取り組む。

「時間」「空間」「仲間」の3間を充実させ、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、自由に遊べる環境整備を図る。

<最重要課題>

○留守家庭児童会をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努めること。

留守家庭児童会室との連携・協力

(1) 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図ること。

放課後キッズクラブ(総合型放課後事業)との連携・協力

(2) 児童の安全確保、健全育成、自主性や社会性の育成などを図る観点から、留守家庭児童会室と放課後子ども教室を核とし、枚方子どもいきいき広場と放課後自習教室と連携・協働する放課後キッズクラブ実施にあたり、必要に応じて運営主体との連携・協力を図ること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「放課後子ども総合プラン」	平成26年7月31日 文部科学省・厚生労働省
「新・放課後子ども総合プラン」	平成30年9月14日 文部科学省・厚生労働省
「児童の放課後を豊かにする基本計画」 ～すべての児童の放課後を豊かにするための取組み について～	令和2年3月 枚方市教育委員会
「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」	令和2年3月 枚方市